

帝国大学成立期の再考のための年報資料の翻刻

谷本宗生

東京大学史において、重要なポイントの一つはなんといっても「帝国大学」を、いかに歴史的に捉えて描くのかであろうと思う。東京大学創立一五〇年史の編纂に向けて、教育史・大学史研究等のさらなる進展や蓄積がもとめられる。百年史編纂の中心的存在であった大学史家の寺崎昌男は「国家至上主義的な大学理念を基軸に、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカなどの大学制度を折衷的にとり入れた大学像を示しており、東京大学をこの帝国大学に改称改編して特権的な最高学府に編成する」(『現代教育学事典』一九八八年一〇月、五五八頁)と述べ、同じく大学史家の中野実も「帝大はいわば理系の比重が重かった。また、多くの専任の教官(所員)をもつ附置研究所を擁していた。諸帝国大学が多くの人材を官界、学界、実業界などに輩出し、その地位を確立してくる」(『新教育学大事典』五卷、一九九〇年七月、二三二―二三三頁)と述べ、「帝国大学体制を誰が、いつ頃から構想したかなど、不明な点が多すぎる。」(同

上書、二三三頁)と指摘している。

大学史家の筆者も「明治十九年(一八八六)三月、帝国大学令が公布され、工部大学校を統合して帝国大学に改組。法・医・工・文・理の五分科大学及び大学院を設置。総長、分科大学長、評議会を置く。渡辺洪基(一八四七―一九〇一)が帝国大学初代総長に就任。法・工・文・理は修業年限三年、医は四年。同年四月、制服制帽の制定。明治二十三年(一八九〇)六月、農科大学を設置。農・林・獣医の三学科。明治二十六年八月、帝国大学令の改正。各分科大学に教授会を設置し、講座制を制定。明治三十年六月、京都帝国大学の設置にともない、帝国大学を東京帝国大学と改称。東京帝大は、帝国大学のなかでも代表的な存在となる。」(『明治時代史大辞典』二卷、二〇一二年七月)と表している。新たな資料の発見や新解釈、さまざまな学術研究知見の進展によって、大学史像はつねに修正・変化し続けるものである。

とくに未発の契機を孕んだ帝国大学成立期に關しても、重要文化財に指定されている『文部省往復』などの貴重な文書資料群が、今や東京大学文書館や東京大学総合図書館において保存・公開されている。そこから、いかにして必要と考える「主要情報」などを抽出して、帝国大学成立期の大学像を描き出すことができるのだろうか。実は、その有力な手がかりが『帝国大学年報』資料である。永井久一郎（一八八六年三月～一八八九年四月勤務）や和田垣謙三

（一八八九年四月～一八九七年九月）ら帝国大学書記官の手によって、毎年定期的に帝国大学の主要な動向を簡略なかたちで文部省側に報告提出したものである。『帝国大学年報』は現在東京大学総合図書館に所蔵されているが、東京大学史史料研究会が文部省に提出した大学の年報原稿を含め貴重資料と考えて『史料叢書東京大学史東京大学年報』（東京大学出版会）として原形のまま復刻刊行している。そこで本稿では、一八八六～一八八九年の動向を記した『帝国大学年報』（第一～四年報）から、筆者が帝国大学成立期の動向でとくに重要と考える「評議会」「学生給費貸費及奨学金」「留學生派遣」「雑件」の項目記述を取り上げ、項目ごとの年代順に抽出して翻刻紹介したい。大学年報自体は諸規則・学科創廢改正に始まり、学生増減や図書増減に至るまで報告用の目次項目に沿って記されたものである。大学史研究においても周知されている『帝国大学一覽』は帝国大学の現況を簡略に示したものであり、当時の帝国大学の実像を把握するためには『帝国大学年報』にあたらなければならぬ。そこから筆者は帝国大学成立期の大学像を検討していくには、大学

運営の要であった評議会の動き、国家政策の一環としての大学教員海外留学の動き、帝大生に対する奨学貸費制度の広がり、帝大書記官らが報告指摘した雑件を取り上げ注目したいと思う。これらの項目に注視してみると、帝国大学が当時の国家・社会からいかなる要請を受けて成立しえたのか、実際に成立した帝国大学がどのような判断に基づいていかなる対応を行っていかうとしたのかがうかがえるのではないだろうか。

留學生派遣については、文部省側の要請を受けて帝国大学が細かく関係判断を下しているが、派遣留學生ごとに担当の通信教員を準備するなどの対応している。また文部省から授業料値上げを示唆されて、帝国大学としては現行の金額が妥当であると毅然と回答し、多くの学生のため貸費・奨學生制度の活用を導入するなどとめていいる。所属する學生らに対する管理監督は、帝国大学としても嚴格であったものと思われるが、いちど品行不良などで退學処分とした學生についても、改めて復學を認めるといった教育的な配慮も十分あったことが下記の記録資料からよく分かる。

従前ほとんど大学史でも周知されていなかった帝国大学をめぐる当時の事件についても、下記の記録資料の記述からいくつかかええる。その内の一つは、お雇い外国人教師であったヘンリーダイアーから要請された名誉プリンシパル称呼問題であり、その一つは寄宿舎の新築にあたっての、室内の広さよりも室数の多さを優先した問題であり、その一つは一八八六年に構内学内便の運営が始まり、同年に文部省と帝大と間の電話機も架設され連絡報が整備された問題

である。このような歴史的な大学の情報も、現存する多くの貴重資料群のなかに残念ながら埋没してしまふ危険性があり、いかに等閑視することなく必要に照射できるかが鍵といえよう。

歴史的な大学情報を多く含んだ年報資料は、当時の帝国大学の主要な動向を帝大書記官が纏めたものであつて、筆者から見ると帝国大学を理解するための「ガイドブック」であり、また秘話を含む帝国大学物語という「読み物」である。当初、筆者は帝国大学成立期を再考すべく本稿に取り組むつもりであつたが、諸事情から軌道修正し再考のための素材として、このような豊かで興味深い年報資料の項目記述があるという翻刻紹介（帝国大学史研究の出発）にとどまった点はお許しいただきたい。以下、筆者が抽出して翻刻する箇所と合わせて出典の箇所も附記したいと思う。

〔明治十九年〕評議会

明治十九年九月ヨリ十二月ニ至ル間ニ於テ評議会ヲ開クコト九回ニシテ其議決セル事項ハ左ノ如シ

九月十八日

分科大学教員定員分科大学院給費学生定員分科大学貸費学生定員及選科生タル者正科ニ転セントスルトキハ成規ノ受験料ヲ収メシムヘキノ件ヲ議決ス

同〔九月〕二十二日

帝国大学図書館規則制定ノ件及大学院入学志願者法科大学卒業生榊原幾久若旧工部大学校卒業生小山友直入学許否ノ件ヲ議シ入学ヲ許

スコトニ決ス

十月四日

大学院学生及分科大学学生出席簿ノ件、第一高等中学校教員図書館図書検索及閲覧特許ノ件、古典講習科図書課卒業生戸沢盛之外十三名選科卒業生川村昌富外二名ノ請求ニ依リ図書閲覧特許ノ件、文科大学第一年生友平甲子哲学科ヨリ法科大学政治学科へ転学願ノ件等ヲ議決ス

同〔十月〕十九日

第一高等中学校長ノ協議ニ依リ明治二十二年七月第一高等中学校入学試験ノ節ヨリ総テ英語ヲ以テ生徒ノ学力ヲ検定スルノ件及同年以後医科大学ニ入ルモノ若クハ法科大学独逸法又仏朗西法ノ部ニ入ルモノノ為ニハ第一高等中学校ニ於テ他ノ時間ヲ省略シ第二外国語ノ時間ヲ増スノ件ヲ議決ス

十一月二十二日

医科大学卒業生岡田国太郎三輪徳寛内田万平高畑挺三大学院入学願ノ件ヲ議シ許可スルコトニ決ス

同〔十一月〕二十九日

分科大学無給助手規程ヲ議決ス

十二月十日

医科大学卒業生常持為治松井秀二郎大学院入学ノ件ヲ議シ許可スルコトニ決ス

同〔十二月〕十六日

学位令草案ニ関スル件ヲ議ス又工科大学造船学科第三年生福地文一

郎藤田組貸費願ノ件ヲ議シ許可スルコトニ決ス

同〔十二月〕二十四日

学生生徒へ図書器械貸付ノ件ニ付文部省會計局長ノ照会ニ対スル答
案ヲ議決シ又大学院学生三輪徳寛へ來二十年一月ヨリ給費生ヲ命ス
ルコトヲ議決ス

〔『帝国大学第一年報』九五〜九七頁、『史料叢書東京大学史 東京
大学年報』第三卷、二五〜二六頁〕

〔明治二十年〕評議會

本年一月ヨリ十二月ニ至ル一年間ニ於テ評議會ヲ開クコト十六回ニ
シテ其議決セシモノ四十七項トス左ノ如シ

一月十四日

分科大学学生休学規程創設ノ件ヲ議決シ又独逸国留学生穂積八束斯
波淳六郎ノ留学延期ニ関シ文部省総務局長ヨリノ照会ヲ議シ一ヶ年
延期ヲ許スヲ相当ナリトスル旨回答スルコトニ決シ及ヒ三菱社奨学
貸費生追加一名ノ学科ヲ造船学ト定ムルコトニ議決ス

二月一日

住友奨学貸費生選定ノ件ヲ議シ工科大学造船学、応用化学、採鋁冶
金学科中ヨリ各一名ヲ選定スルコトニ決ス

〔二月〕十五日

分科大学学生食料被服料等納付延滞処分ヲ議決シ及ヒ医科大学卒業
業生二宮誠一郎ノ内科学無給助手ニ採用願、同〔医科大学卒業生〕
猪子吉人ノ大学院入学願、工科大学採鋁冶金学科第三年生渡辺芳太

郎及応用化学科第二年生中川五郎吉ノ住友奨学貸費願等ノ件ヲ議
シ、無給助手願ハ許可セサルコトニ〔大学院〕入学願及貸費願ハ許
可スルコトニ決ス

〔二月〕二十二日

医科大学卒業生広瀬佐太郎及馬島永徳ノ大学院入学願ヲ議シ許可ス
ルコトニ決ス

〔二月〕二十八日

法科大学法律学第一科第三年生柴原亀二同〔法律学第一科第三年生〕
永井久満次同〔法律学第一科第三年生〕柿崎欣吾同〔法律学第一科
第三年生〕小川広太郎同〔法律学第一科〕第二年生入江金次同〔法
科大〕学政治学科第三年生大浦佐助医科大学医学科第五年生上原直
之進理科大学地質学科第三年生柴田初次郎ノ八名品行不良ナルヲ以
テ其処分方ノ議シ退学セシムルコトニ決ス

三月八日

独逸国留学生青山胤通佐藤三吉ノ留学延期願ニ関シ文部省総務局長
ヨリノ照会ヲ議シ延期ヲ許サス満期帰朝ノ際其修学上ニ於ル欧州必
要ノ地ヲ巡回セシムルヲ可トスル旨回答スルコトニ決ス又医科大学
卒業生高安右人ノ大学院入学願及法科大学選科生朝倉外茂鉄ノ同大
学正科ニ転学願ヲ議シ許可スルコトニ決ス

〔三月〕三十日

寄宿舎規則中第二条ノ修正ヲ議決シ及ヒ医科大学卒業陸軍省官費生
保利真直ノ大学院入学願ヲ議シ許可スルコトニ決ス又黒田多久馬ノ
法科大学入学願及同学選科生和田恒太郎ノ正科ニ転学願工科大学元

選科生富山糸吉ノ同大学正科ニ転学願等ヲ議シ黒田和田ノ二名ハ其
学力試験ヲ第一高等中学校へ依託シ富山ハ既ニ選科ニ於テ履修セシ
学科ヲ除キ其他ノ学力ヲ試験スルコトニ決ス

四月二十日

分科大学入学規程第三項末段ノ見解ヲ議定ス又医科大学卒業生有松
戒三ノ大学院入学願ヲ議シ許可スルコトニ決ス

五月三日

本年七月第一高等中学校ニ於テ卒業スヘキ生徒ハ卒業後直ニ本学
分科大学へ進入セシムベキヤ否ヤヲ議シ進入セシムルコトニ決ス是該
校ヨリ照会アリシヲ以テナリ又医科大学卒業生高山尚平同〔医科大
学卒業生〕瀬尾原始同〔医科大学卒業生〕山田謙治同〔医科大学卒
業生〕島村俊一ノ大学院入学願ヲ議シ許可スルコトニ決ス

〔五月〕十三日

大学院学生内田万平ノ退学願及医科大学卒業生保利連ノ無給助手ニ
採用願ヲ議シ皆許可スルコトニ決ス

六月七日

文部省令学位令細則草案ヲ審議ス同省ノ下問ニ依リテナリ又分科大
学卒業生ニ学士称号ヲ与フルコトヲ議シ之ヲ可決シ分科大学通則中
試業及卒業証書ノ部第十一項ノ次へ追加スルコトトス又札幌農学校
ノ照会ニ依リ其卒業生ヲ試験セス工科大学へ入学セシムルコトノ可
否ヲ議シテ試験セス入学セシムル能ハサレドモ或ハ其履修ノ学科程
度及修業ノ成績ヲ検定シ許可スルコトアルベキヲ以テ履歴書其他要
用ノ書類ヲ回付スベク且ツ選科ニ入りタル後ノ修学中ノ実績ニ依リ

テハ正科ニ転セシムルコトアルベキ旨回答スルコトニ決ス又理科大
学第一年生相川銀次郎ノ医科大学第一年級ニ転学願ヲ議シ現級ノ課
程ヲ終リタル後來学年ノ始ニ於テ転学ノ詮議ヲ為スヘク且ツ医科大
学入学ニ必要ナル予備学科ノ未タ履修セサルモノハ新ニ試験ヲ受ケ
シムヘキコトニ決シ医科大学卒業生北村徐雲ノ胃病ニ関スル事項攻
究ノ為メ大学院入学願及同牧山建吉撫養円太郎ノ医科大学無給助手
ニ採用願ヲ議シ皆許可セサルコトニ決シ法科大学選科生和田恒太郎
朝倉外茂鉄ノ正科ニ転学願ヲ議シ必要ノ学科ニ限り其学力試験ノ上
入学ヲ許可スルコトニ決ス

〔六月〕二十四日

医科大学卒業生北村徐雲ノ衛生学殊ニ学校疾病攻究ノ為メ大学院入
学願ヲ議シ許可セサルコトニ決ス

〔六月〕二十九日

大学院規程、大学院入学規程、大学院学生分科大学学生生徒学術研
究旅行規程ノ改正及分科大学研究科規程ノ創定、大学院学生給費及
補助規程ノ廃止等ヲ議シ之ヲ可決ス

七月八日

独逸国留学生本学雇松村任三ノ留学延期願及法学士早川千吉郎文学
士徳永満之同〔文学士〕岡田良平理学士長岡半太郎同〔理学士〕拓
植千嘉衛同〔理学士〕神保小虎ノ大学院入学願ヲ議シ皆許可スルコ
トニ決ス但シ入学願人中早川徳永岡田長岡四名ハ各其攻究事項ノ主
管分科大学ノ給費研究生ト為スコトニ定ム又本学年ノ試験成績及平
素ノ品行ニ依リ各分科大学学生ヨリ十八名ヲ選ヒテ其主管科大学来

学年中ノ特待学生ト為スコトヲ議シ之ヲ可決ス又來学年ニ於テ施行
セシカ為メ分科大学学科課程ノ改正増補ヲ議定ス

九月十三日

各分科大学学生及研究生不必要ノ借財等ヲ為ス者処分方及帝国大学
衛生委員規程ヲ議定ス又文学士梅本順三郎ノ大学院入学願ヲ議シ許
可セサルコトニ決シ法科大学政治学科第一年生佐野友三郎ノ文科大
学和文学科第一年級へ法科大学第一年生米林彦太郎ノ文科大学史学
科へ転学願及法科大学法律学科英吉利部元第三年生柴原亀二同永井
久滿次同柿崎欣吾同学政治学科元第三年生大浦佐助医科大学医学科
元第五年生上原直之進同元第三年生舟岡英之助同元第二年生山本剛
等ノ再入学願ヲ議シ皆許可スルコトニ決ス

十月十三日

製薬士安香堯行ヨリ医科大学薬学科卒業ノ者ト同ク薬学士ト称シ苦
シカラサルヤヲ伺出タル件ヲ議シ既ニ一定ノ称号トナリタル学位ヲ
得タル者ハ薬学士ト称スルヲ得サル旨指令スルコトニ決ス

十一月二十一日

給費及貸費生ノ半途ニ於テ給貸ヲ止メ又ハ退学シタル者ノ其貸費金
返納方ハ本年四月九日制定サレシカ其内大学院元給費及分科大学研
究科給費生ニシテ卒業後奉職ノ義務ヲ負ハサル者自己ノ都合ニ依リ
給費ヲ辞スルモ尚引続キ在学スルモノハ或ハ返納セシメサルコトモ
アルベキ件ヲ議決シ又独逸国留学生宮崎道三郎ヨリ最後ノ一年仏国
ニ留学スヘキノ命令アリタルカ独逸普通法ノ修業未タ完全ナラサル
ニ依リ仏国留学ヲ止メ独逸国ニ滞在センコトヲ出願セシ件ニ関シ文

部省総務局長ヨリノ問合ヲ議シ願意聽許ヲ可トスル旨回答スルコト
ニ決ス

十二月十三日

本年二月退学ヲ命セラレタル法科大学学生小川広太郎及理科大学学
生柴田初次郎ノ再入学願ヲ議シ再議ニ附スルコトニ決ス

〔十二月〕十九日

本年二月退学ヲ命セラレタル法科大学学生入江金治〔ママ〕小川広
太郎理科大学学生柴田初次郎ノ再入学願ヲ議シ許可スルコトニ決シ
大学院学生中野省吾授業料未納ニ付退学ヲ命スルノ件ヲ議決シ及医
学士高橋剛吉同生駒龍太郎ノ医科大学無給助手ニ採用願ヲ議シ高橋
ハ事故アリ暫時聽許ヲ見合セ生駒ハ聽許セサルコトニ決ス又文科大
学史学専修学生ニ図書館書庫ニ入り図書ヲ搜索スルヲ許可セラレン
コトヲ文科大学教師リースヨリ申請セシヲ議シ許可セサルコトニ決
シ及分科大学研究生学生生徒学術旅行規程第二項ノ但書改正ヲ
議決ス

〔『帝国大学第二年報』一一九〜一二八頁、『史料叢書東京大学史

東京大学年報』第三卷、八五〜八七頁〕

〔明治二十一年〕評議會

本年一月ヨリ十二月ニ至ル一年間ニ於テ評議會ヲ開クコト二十七回
ニシテ其議決セシモノ八十五項トス即チ左ノ如シ

一月十九日

帝国大学各部定員並今後五ヶ年間ノ經費予定及二十一年ノ經費予算

改正ノ件ヲ議決ス

〔二月〕二十七日

法科大学学科課程改正ノ件及法科大学法律学科英吉利仏蘭西独逸部ノ各学科中法学通論理財学ノ課程ヲ高等中学ニ移スノ件ヲ議シ之ヲ可決ス

二月二十一日

法科大学法律学科仏蘭西独逸ノ兩部学生及現今高等中学校ニ在リテ右兩部ニ入ルヘキ法律学本科生ノ法科大学卒業ニ至ルノ期即チ来学年ヨリ滿四学年ヲ待テ該兩科ヲ廢スルノ件ヲ議シ之ヲ可決ス又在独逸国留学生田中正平ノ本年中留学延期願ニ関シ文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ願意聽許ヲ可トスルコトニボロナ大学八百年祭ニ帝国大学代表者ノ参同ヲ望ム旨同学総長ヨリ來書アリシヲ以テ代表者遣否ノ件ヲ議シ特ニ代表者ヲ派遣セス祝詞ヲ贈ルコトニ大学院学生下山秀久ノ家事ノ都合ニ依リ退学願ノ件ヲ議シ許可スルコトニ決ス

三月一日

分科大学選科規程第二項ニ但書追加ノ件ニ関シ回文ヲ以テ各議員ノ意見ヲ問ヒ追加スルコトニ決ス

〔三月〕十日

帝国大学給水装置ノ件ヲ議シ新設スルコトニ決ス又在独逸国留学生浜田玄達ノ留学滿期後英奥仏独米産科院及婦人病院巡視願ノ件ニ関シ文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ聽許ヲ可トスルコトニ決ス

〔三月〕十九日

文部大臣ノ諮問ニ係ル博士ノ学位授与ノ件ヲ議シ十四名是認スルコ

トニ決ス又在独逸国留学生片山国嘉へ裁判医学ニ関スル实地ノ狀況取調ノ為メ各地裁判所巡回ニ要スル手当トシテ金三百円交付ニ付文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ來意ニ同意スルコトニ旧司法省法学校八年生吉原三郎卒業ノ際病氣ニ罹リ試験ヲ受ケサルモ其学力卒業生ニ同シク且爾來法律学研究ニ従事セルヲ以テ法律学士ノ学位ヲ得ンコトヲ司法大臣へ出願セシモ旧法学校ハ本学へ引継キタルニ依リ司法省ニ於テ何分ノ処置致シ難キヲ以テ司法大臣秘書官ヨリ本学へ内議ノ件ヲ議シ右ハ本学ニ於テモ直ニ試験ヲ施シ卒業証書ヲ授与スルノ制規ナキニ依リ之ヲ拒絕スルコトニ大学院学生瀬尾原始ノ退学ノ上更ニ医科大学外科無給助手ニ採用願ヲ議シ許可スルコトニ工科大学火薬学科学生楠瀬熊治客年十二月保安条例ニ依リ東京退去ヲ命セラレタルニ付其退去ノ間休学ヲ願出タルニ於テハ之ヲ拒否スルノ件ヲ議シ特別ヲ以テ許可スルコトニ決ス

〔三月〕二十六日

文部省ニ於テ開會博士ノ学位授与ノ件ヲ議シ三名ヲ是認スルコトニ決ス

四月九日

分科大学無給助手功績證明書式ヲ議決シ又仏国留学生梅謙次郎ノ留学滿期後更ニ独逸国留学願ニ関シ文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ延期ノ年限及修学ノ場所方法等明記ナキニ依リ可否ノ評議ヲ為スコト能ハサル旨回答スルコトニ英国人ヘンリー、ダイヤルヨリ元工部大学校ニ於テ名譽プリンシパルノ称呼ヲ用イルコトノ公許ヲ得タリシカ工科大学新設以來其称呼ヲ廢セラレタリト雖モ退職後尚我日本

学生及其他工学等ノ事ニ関シ尽力スル所アルヲ以テ工科大学名誉プリシバルノ称呼ヲ用イ且ツ帝國大学一覽ニ掲載アラシキコトヲ望ムトノ書ヲ文部大臣ニ寄セタルニ依リテ文部省総務局長ヨリ本学ノ意見ヲ問合セラレタルヲ議シダイヤルノ来意ハ相当ナリト雖モ今日ニ於テハ官制ノ定ムル所モアリテ名誉プリシバルトシテ大学一覽職員中ニ同氏ノ名ヲ記スヘキノ位置ナシ然レトモ同氏在職中ノ功績及退職後ノ尽力ハ領認スル所ナルヲ以テ帝國大学一覽ノ沿革中ニ同氏ノ事蹟ヲ詳記スヘク又退職後ノ尽力ニ対シテハ他ノ適當ナル方法ヲ以テ其功勞ヲ公認セラレンコトヲ望ム旨回答スルコトニ医科大学藥学科第一年学生池口慶三ノ医科大学貸費願及同平山松次ノ製薬士奨学貸費願ノ件医科大学卒業生江馬賤男ノ内科無給助手ニ採用願ノ件

大学院元給費生沢井廉ノ去二十年六月依願退学セシヲ以テ給費金ハ直ニ返納スヘキ成規ナルモ同人当時英國留学中ニ付帰朝マテ返納延期願ノ件等ヲ議シ何レモ許可スルコトニ決ス又元司法省法学校第八年学生吉原三郎ノ本学期ヨリ法科大学法律学科仏蘭西部へ再入学願ヲ議シ本学ノ成規ニ触ルルヲ以テ之ヲ許可セス来学年ニ於テハ他ニ三年級ノ学生ナシト雖モ之ヲ許可スヘキ旨指令スルコトニ決ス

〔四月〕二十三日

仏国留学生梅謙次郎ヨリ博士学位試験兩度ノ手数料二百六十仏及卒業論文印刷費千仏合計千二百六十仏ヲ別途交付願出ニ係リ文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ銀貨二百五十円ヲ支給シ然ルベキ旨回答スルコトニ独逸国留学生金井延ノ二ヶ年留学延期願ニ関シ文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ一ヶ年延期シ然ルヘキ旨回答スルコトニ決ス

又文部大臣ノ諮問ニ係ル博士ノ学位授与ノ件ヲ議シ八名ヲ可トスルコトニ海外留学生各人ニ対シ常ニ通信シテ其修学ノ実況ヲ詳悉スル為メ分科大学教授中ヨリ簡選シテ通信委員ヲ置クコトヲ議シ文部省へ内議スルコトニ決ス

〔四月〕三十日

内務省及海軍省所管天文台ノ事務ヲ文部省ニ移シ帝國大学ノ管理ニ属シ理科大学教授ヲ其長トシ天文台ヲ星学教室ニ兼用スル内議ノ件ヲ議決ス

五月十四日

文科大学古典講習科現在生徒ヨリ授業料ヲ卒業論文成功中即チ四五六三ヶ月間免除ノ儀先例ニ倣ヒ出願ニ付事情ヲ斟酌シテ半額納付ヲ許可スル件ヲ議シ可決ス又独逸国留学生医学士河本重次郎ノウルツブルグヨリ伯林へ転学願ノ件及ヒ同国留学生法学士穂積八束ノ曩ニ一ヶ年ノ留学延期ヲ許可セラレタルモ尚半ヶ年ノ延期出願ニ関シ文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ共ニ許可セラレ然ルヘキ旨回答スルコトニ同国留学生理学士田中正平ヨリ其發明ニ係ル楽器新調費トシテ千五百円拜借願ニ関シ文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ可否ノ意見相立難キ旨回答スルコトニ理科大学数学科第二年級文部省貸費生元田伝ノ学資自弁ノ途ヲ得且前途ノ方向アルニ依リ貸費辭退願ヲ議シ許可スルコトニ法科大学学生山田研一法科大学助教授土方寧ノ講義ニ基キ英米委託法ヲ著述シ之ニ土方寧閣下題シ出版セシニ土方寧ヨリ校閲ニ關係ナキヲ以テ閲字取消ヲ本人ニ照会セシ件ニ関シ終ニ本学ノ干渉スル所トナリ山田研一ニ答弁書ヲ出サシメ土方寧ニ

移牒シ其意見ヲ問ヒシニ該書ノ著述ヲ咎メス只土方寧閣ノ文字ヲ削除スレハ可ナル旨回答アリシヲ以テ山田研一ノ処置ハ本学ニ於テ論スル限りニアラスト為スコトニ新置ノ寄宿舎ヲ三階（アチック）或ハ二階孰レニ建造スヘキヤヲ議シ既定ノ坪数ヲ以テ三階ニ建造センニハ其費額ヲ増シ又坪数ヲ減シ既定ノ金額ヲ以テ三階ニ建造スレハ却テ入舎ノ人員ヲ減シ加之火災地震ノ危険及衛生ノ妨害ヲ免ルヘカラサルモノト認ムルニ依リ二階造ヲ可トスルコトニ決ス又医科大学学科課程改正ノ件ヲ可決シ及ヒ東京農林学校卒業生ニ其科目ニ從ヒ農学士林学士獸医学士ノ称呼ヲ許可センコトヲ閣議ニ提出スヘキニ依リ農商務大臣ヨリ文部大臣ノ意見問合ニ付文部省総務局長ヨリ本学ノ意見問合ノ照会ヲ議シ本学ニ於テ意見ナキ旨回答スルコトニ官吏又ハ非職官吏選科生トシテ分科大学へ入学許可ノ件ヲ議シ許可スルコトニ決ス又帝国大学寄宿舎管理規程制定ノ件ヲ議シ原案ノ旨趣説明質問等ニ止リ評決ヲ為スニ至ラスシテ止ム

〔五月〕二十一日

二十二年度ニ於テ着手スヘキ建造物ノ件ヲ議ス是レハ前会ニ於テ二十二年度ニ図書館新築ニ着手スルコトニ議決シタルニ理科大学長教頭及動物植物地質ノ三科教授ヨリ右三科ノ教室及博物場ヲ新築スルノ急要ヲ述ヘ再議ヲ請求シタルニ依リ之ヲ認可シ來二十三日総長及各評議官其他関係ノ教授等実地巡檢ヲ為シタル後其要否ヲ議スルコトニ決ス又二十二年度本学經費予算ノ件ヲ議決ス

〔五月〕二十三日

大学院学生神保小虎ノ退学願ヲ議シ許可スルコトニ決ス又去二十一

日ノ議決ニ依リ二十二年度ニ於テ着手スヘキ建造物変換ノ件ニ付総長評議官等新築化学実験室現今動植物地質学教室ニ仮用スル家屋等ヲ巡檢シタル後審議ヲ經テ物理学数学及人類学ノ教室並理科大学ノ事務所ヲ新築化学教室内ニ移シ動植物学及地質学ノ教室ハ図書館ト同時ニ新築ニ着手スルコトニ決ス

〔五月〕二十八日

帝国大学植物園來觀規則改正ノ件ヲ議決シ又博士ノ学位授与ノ件ヲ議シ全員ノ是認ヲ以テ二十五名ヲ可決ス

〔五月〕三十一日

法科大学選科生松本袈裟六千葉龜四郎太田資時ノ正科入学願ヲ議シ松本ハ必要ノ学科試験ヲ經ルトキハ第三年級ニ入学セシムルモ妨ケナシト雖モ或ハ第二年級ニ入学セシムルヤ否尚法科大学教授会ノ議定ニ任スルコトニ千葉太田ノ二名ハ必要ノ学科試験ヲ經ルトキハ第二年級ニ入学セシムルコトニ決ス

六月七日

分科大学通則試業及卒業証書ノ部第一項及第十一項改正ノ件ヲ議決ス

〔六月〕十四日

法科大学諸学科及文科大学史学科課程改正ノ件ヲ議シ改正スルコトニ帝国大学寄宿舎管理規程ヲ議シ該規程ノ設置実施ハ目下ノ狀況ニ適セサルニ依リ当分延期スルコトニ帝国大学評議會及分科大学評議會並帝国大学教授總會規程ヲ設クルノ件ヲ議シ目下之ヲ設クルノ必要ヲ認メザルヲ以テ之ヲ議定セスト雖モ既設ノ帝国大学評議會及分

科大学教授会並帝国大学月次会ニ於テ前文三規程ノ精神ヲ慣例トシテ採用スルコトニ決ス

七月九日

来学年ニ於ケル特待学生選定ノ件ヲ議シ法科大学ニ八名医科大学ニ七名工科大学ニ五名文科大学ニ三名理科大学ニ四名ヲ置クコトニ決シ又理科大学学科課程改正ノ件及文科大学ニ伊太利語ヲ随意科トシテ設置スルノ件ヲ可決ス

〔七月〕十四日

法学士藍谷恒太郎文学士上田万年理学士木村駿吉ノ自費ヲ以テ法学士木内重四郎同松崎藏之助理学士平山信ノ給費ヲ以テ大学院へ入学願ノ件ヲ可決ス

九月十一日

仏国留学生梅謙二郎ヨリ留学満期後一ヶ年独逸国ニ滞在現行羅馬法羅馬国際法及法理学法律沿革等攻究ノ目的ヲ以テ延期出願ノ件英国留学生真野文二ヨリ満期五ヶ月前発程瑞独米国等巡回帰朝致度ニ付旅費二百十円特別給与出願ノ件ニ関シ文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ願意聴許ヲ可トスル旨回答スルコトニ決ス又独逸国留学生帝国大学雇石川千代松ノ留学満期後一年若クハ九ヶ月間留学延期ノ儀トクトル、ウァイスマンヨリ文部大臣へ申出ニ付其処分方ヲ同局長ヨリ本学へ委託アリシ件ヲ議シ来ル二十二年八月月中ニ帰朝スヘキ旨ヲ達シ其節迄俸給ヲ下付スルコトニ英米留学生中島銳治ヨリ実地研究旅費請求ノ件ニ関シ文部省会計局長ヨリノ合議ヲ議シカンサスヨリ紐育マデ直行旅費ノ外ハ他学生ト同ク留学中金三百円支給スルヲ相

当ト認ムルコトニ札幌農学校卒業生莊島熊六ノ工科大学へ同堀正太郎ノ理科大学へ無試験入学志願ノ件ヲ議シ本学年限り許可スルコトニ決ス

〔九月〕十八日

英国留学生真野文二ノ独瑞米国巡回旅費ハ出願ノ如ク二百八十円交付スヘキ精神ヲ以テ文部省総務局長へ回答シタリシモ曩ニ蘇英愛國巡回旅費トシテ金百五十円交付セルニ依リ此回ハ百五十円交付シ然ルヘキ旨同局長へ通牒スルノ件入学受験料ハ高等中学校ヨリ進入スルモノノ外實際試験ヲ行ハス学力ヲ検定シテ特ニ無試験入学ヲ許スモノモ亦之ヲ徴収スルノ件正科卒業学生更ニ他ノ分科大学選科ニ入ルモノハ受験料ヲ徴収セサルノ件図書館ヨリ便所マテノ廊下ヲ撤去スルノ件等ヲ議シ之ヲ可決ス又工学士生田義助ノ本法醸酒法攻究ノ為メ大学院入学願ヲ議シ許可スルコトニ決ス

〔九月〕二十五日

法科大学ニ司法省貸費九名陸軍省理事官費三名ヲ工科大学ニ内務省土木局貸費七名三井物産会社貸費一名三菱社貸費三名農商務省日本土木会社藤田組住友吉左衛門貸費各一名文科大学ニ同学貸費一名原亮三郎貸費四名ヲ理科大学ニ同学貸費三名ヲ置クコトヲ議シ之ヲ可決ス

十月二日

学生図書館ノ書庫内ニ入ルトキハ外套ヲ着用シ又ハ包物ヲ携帯スルヲ禁スルノ件及選科生本学内ニ出入スルトキハ必ス洋服ヲ着用スヘキノ件ヲ議シ之ヲ可決ス又我カ学芸上ノ進歩ヲ助クル為メ伊学協会

ヨリ伊語教師ヲ派遣シ本学総長ノ許可ヲ経テ之カ教授ヲ担当センコトヲ出願セシムニ依リ之ヲ認許スルノ件ヲ議シ之ヲ可決ス又文科大
学学科課程ノ末尾ニ正課外史学講義伊太利語ノ随意科ヲ設ケ各分科
大学学生文科大学長ノ認可ヲ受ケ之ヲ修ムルコトヲ得ルト附言ヲ加
フルコト及工科大学応用化学科第一年生遠藤新藏農商務省貸費ヲ原
亮三郎貸費文科大学哲学科第一年生牧瀬五一郎其貸費ヲ辞シ更ニ文
科大学貸費ヲ和文学科第二年生佐野友三郎原亮三郎貸費ヲ出願ノ件
ヲ議シ之ヲ可決ス

〔十月〕九日

理学士北条時敬ノ大学院入学願及工科大学応用化学科第三年生吉村
兼当二三井物産会社貸費ヲ聴シタリシカ該会社ヨリ応用化学科ヲ改
メテ採鉱冶金学科ト為ス旨ヲ申出タルニ由リ同人ヲ更ニ住友吉左衛
門貸費生ト為スノ件法科大学政治学科(理科専修)第一年生村木宇
三郎ノ三菱社貸費願ヲ許可スルノ件ヲ議シ之ヲ可決ス

〔十月〕十八日

本曆略本曆ノ類似曆出版発売取締ノ為メ神宮司庁ニ於テ版權ヲ所有
スルカ又他ニ其取締方法ヲ設ケタラレンコトヲ同庁ヨリ文部大臣ヘ
伺出タルヲ以テ文部省総務局長ヨリ本学ノ意見問合セアリシヲ議シ
向フ五ヶ年間版權所有ノ特許ヲ神宮司庁ニ付与シ編曆費用弁償ノ為
メ毎年凡五千円以上一万円以下ノ金員ヲ本学ニ納付セシムルノ旨意
ヲ以テ伺書ニ指令シ別ニ命令書ヲ神宮司庁ニ交付シテ其始末ヲ為ス
コトニセラレ度旨回答スルコトニ決ス又独逸国留学生河本重次郎留
学延期出願ニ付文部省総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ延期ノ理由判明ナ

ラサルニ依リ許否ノ意見申出難キ旨回答スルコトニ決ス

十一月六日

工科大学学生電気工学科第一年生潮田伝五郎ノ安田善次郎貸費願同
土木工学科第一年生佐藤雄次ノ土木局貸費願ヲ許可スルコトニ決ス
〔十一月〕十三日

工科大学造船学科第一年生目良恒ノ海軍技術官費生徒願ヲ議シ海軍
省へ照会ノ上許可スルコトニ医科大学卒業生田代義徳ノ同学無給助
手ニ採用願ヲ議シ許可スルコトニ決ス

〔十一月〕二十日

寄宿舎ハ從來給費貸費ヲ受タル学生ハ必ス入舎セシメ又上級ノ学生
ヨリ順次入舎ノ告知ヲ舎監ヨリ受ケタルモノハ必ス入舎ナスヘキノ
制規ナリシカ實際ノ經驗ニ徴シ且ツ将来ノ便益ヲ謀リ審議ヲ経テ自
今学生ノ望ニ応シ入舎セシムルコトニ改ムルノ件ヲ議シ之ヲ可決ス
〔十一月〕二十七日

選科生ニ休学ヲ許可スルヤ否ノ件ヲ議シ許可スルコトニ法科大学政
治学科第二年生朝比奈知泉ハ從來三菱社貸費生タルモ前前学年末ニ
於テ学年試験ニ落第シ且爾來日々教場ニ上ラス加之近來私業ニ従事
スルニ依リ奨学貸費ヲ受クルノ資格ナキヲ以テ其貸費ヲ止ムルノ件
ヲ議シ之ヲ可決ス

十二月十一日

來二十二年九月諾威ニ於テ万国東洋学会開設ニ付委員派遣ノ件ヲ議
シ該委員ハ文部省ヨリ派遣セララルル可トシ且現今独逸国留学生井
上哲二郎〔ママ〕ノ如キモノニ命セララルルヲ相当ト為スコトニ決ス

又独逸国留学生横山又次郎ノ欧州有名ノ博物館巡覽願ニ依リ文部省
総務局長ヨリノ諮問ヲ議シ願意聽許ノ上旅費内定額三百円支給セラ
レ然ルヘキ旨回答スルコトニ決ス

〔十二月〕 十八日

文科大學哲学科第一年生藤代禎輔ノ哲学専修ノ為メ独逸文学ヲ修ム
ルコト必要ナルヲ以テ独逸文学科ニ転学願及医科大学卒業生笠原光
興同真崎又吉ノ同学無給助手ニ採用願ヲ議シ許可スルコトニ決ス

〔『帝國大學第三年報』六六〜八七頁、『史料叢書東京大學史 東京
大學年報』第三卷、一二四〜一二九頁〕

〔明治二十二年〕 評議會

本年一月ヨリ十二月ニ至ル一年間ニ於テ評議會ヲ開クコト二十回ニ
シテ其議決セシモノ八十一項トス左ノ如シ

四月十六日

曩ニ文部大臣ヨリ訓令アリシ授業料追加ノ件ハ今日ノ実況ヲ斟酌ス
ルニ或ハ予定ノ授業料金額ハ多キニ過キサルカ否ニ就キ文部大臣ノ
諮詢アルヲ以テ之ヲ議シ授業料ハ現今ノ金額ニ据置キ追加セサルヲ
以テ可トスルコトニ決ス又元大学院学生日高真実ニ在学中ノ学資ヲ
返納セシムルノ可否ヲ議シ其退学ハ文科大學講師ニ採用センガ為メ
文科大學長ヨリ内諭セシモノユヘ返納セシメサルコトニ決ス

五月二日

本年海外へ派遣スヘキ留学生留學生三名指名ノコトヲ議シ一名ハ理
学士坪井正五郎ヲ人類学研究ノ為メ三ヶ年間留学セシムルコトニ他

ノ二名ハ次会ニ於テ選定スルコトニ決ス

〔五月〕 七日

元法科大學政治学科学生渡辺九三郎ノ再入学願ヲ議シ聽届サルコト
ニ工学士の場合中法学士戸水寛人ヲ海外へ留学セシムルノ件ヲ議シ二
名ヲ同時ニ派遣スルコトヲ得サレハの場合ヲ先キニスルコトニ決ス

〔五月〕 十四日

米國留學生中野初子ヨリ電氣器械製造場等ニ就キ実地修業願ニ関シ
文部省総務局長ヨリノ諮詢ヲ議シ願意ヲ聽許シ内規ノ旅費ヲ支給セ
ラレ然ルベキ旨回答スルコトニ元東京大學理學部学生嘉納龜松法科
大學学生小幡三郎ノ再入学願ヲ議シ教授会ニ付スルコトニ決ス

〔五月〕 二十八日

寄宿舎新築ニ付キ室數寡キモ室内ノ広濶ナルヲ要スルカ又ハ其室内
狹隘ナルモ室數ノ多キヲ要スルカヲ議シ室數多キヲ可トスルコトニ
決ス又去十四日議了セシ米國留學生中野初子電氣製造場等ニ就キ実
地修業出願ノ件ハ文部省総務局長ヨリ更ニ学資ヲ支給スレハ本年度
新ニ派遣スヘキ留學生派遣ノ時期又ハ其人員ニモ差響ヲ生スヘキ旨
照会アリシヲ以テ再議ニ付シタル二人員ニ差響ヲ生スルハ差支フル
モ派遣ノ時期聊カ後ルルハ已ムヲ得サルニ付キ派遣スヘキ人員ノ費
用中ヨリ適宜ノ時期ニ割合内規ノ旅費ヲ支出セラレ度旨回答スルコ
トニ選科生林健正転科願ノ件ヲ議シ一年以上正科生トナリタル後大
學入学試験ヲ受ケケシムルコトニ卒業式ノ日臨幸ヲ仰キ且ツ學生へ何
カ供具スルカ否ヲ議シ供具スルコトニ小出貫一郎ノ法科大學入学ヲ
議シ高等中学校学科課程ニ照シ其不足ノ分ノミ受験セシムルコトニ

決ス又医科大学教授小金井良精二人類学取調ノ為メ北海道出張ヲ命
スルコトヲ議シ可決ス

六月十一日

横須賀鎮守府造船部計画科長心得海軍少技監工科大学教授宮原次郎
本官繁劇ニ付兼任被免願出ノ件ヲ議シ辭職ヲ許サス授業時間ヲ減シ
且其給料ヲ半減スルコトニ陸軍參謀本部第一局員兼陸軍大学校兵学
教官陸軍砲兵大尉工科大学教授天野富太郎本官事務繁劇ニ付兼任被
免願出ノ件ヲ議シ勤続セシムルコトニ決ス又学年試業ノ為メ六月十
日頃ヨリ授業ヲ罷ムルモノ往々アルヲ以テ其処分法ヲ議シ来学年ヨ
リハ規則ヲ遵奉シ不得止授業時日ヲ短縮スルトキハ学長又ハ総長ノ
聽許ヲ得ヘキコトニ決ス又文科大学中ニ国史科ヲ新設シ和文学科ヲ
国文学科漢文学科ヲ漢学科ト改称シ並工科大学学科課程及時間改正
等ノ件ヲ議シ之ヲ可決ス又医学士鈴木文太郎ノ大学院入学願及法科
大学政治学科一年生川上亮、尾崎徳太郎ノ和文学科ヘ転科願ヲ議シ
皆可決ス

〔六月〕十八日

寄宿舎火災ノ際焼失セル図書ヲ処置スル件ヲ議シ外国教師ノ他ヘ転
借セシモノノ外ハ弁償セシメサルコトニ広島岩藏ヨリ奨学資金差出
ノ件ヲ議シ聽届ルコトニ札幌農学校卒業生寺尾熊三ノ法科大学選科
ヘ入学願及元法科大学政治学科生渡辺文三郎ノ再入学願ヲ議シ寺尾
ハ学業履歷書ヲ出サシムルコトニ渡辺ハ来学年ヨリ入学ヲ許スコト
ニ決ス

〔六月〕二十五日

文部省総務局長ヨリノ諮問ニ依リ独留留学生日高真実ヨリ英蘓教育
実況巡察願ノ件ヲ議シ本年度ハ留學費ノ都合ニ依リ聽許セザルヲ可
トスル旨回答スルコトニ法科大学教師エッゲルト、ワイペルト両氏
雇繼ノ有無ヲ議シ繼續スルコトニ決ス

七月九日

次学年ニ於ケル特待生選定ノコトヲ議シ法科大学二十名医科大学ニ
七名工科大学ニ四名文科大学ニ三名理科大学ニ五名ヲ置クコトニ決
ス

〔七月〕二十三日

札幌農学校卒業生藤田経信ノ来学年第一学期中仮入学願ヲ議シ可決
シ文部省総務局長ヨリ諮問ニヨリ在独留學生田中正平ノ保護金下賜
願ヲ議シ別ニ意見ナシト雖モ留學費ノ中ヨリ支出スルヲ不可トスル
コトニ同坪井九馬三ノプラグ大学ヘ転学願ヲ議シ聽許ヲ可トスル旨
回答スルコトニ元法科大学生西久保弘道山田保五郎入学願ノ件ヲ
議シ願書ヲ却下スルコトニ大学院學生高辻奈良造學術研究ノ為メ七
月二十六日ヨリ二十三年三月迄自費旅行願ヲ議シ願意ヲ聽許シ五十
円ヲ支給スルコトトシ更ニ予算ヲ添ヘ出願セシムルコトニ決ス又選
科生取扱方内規ヲ定ムルコト並大学入学試験ハ渾テ第一高等中学ニ
委託スルコト及第一第二第三高等中学校ヨリ大学ニ進入スルモノハ
「イロハ」順ヲ以テ其席順ヲ定ムルコトヲ議シ皆可決ス

八月六日

在欧洲工科大学教授工学博士辰野金吾帰朝延期願ノ件ヲ議シ延期ヲ
許スモ本学於テ差支ナシ然レトモ博物学教場図書館新築ノ設計ハ同

氏ノ帰朝ヲ待ツ能ハサルヲ以テ之ハ文部省ニ依頼スルコトニ工科大
学教師ミルン帰朝延期願ノ件ヲ議シ願意ヲ聴許シ成ルヘク早く帰朝
スベキ旨通牒スルコトニ元司法省募集ノ官費生徒ニシテ明治十八年
官制改革ノ際第一高等中学校ニ転移シ本年大学へ進入セルモノノ授
業料免除ノコトヲ司法次官箕作麟祥ヨリ照会アルヲ以テ之議シ学生
ヨリ願意ヲ出サシメ特別ヲ以テ卒業後マテ猶予スルコトニ決ス又医
科大学選科卒業生姓名ヲ官報ニ掲載ノ件ヲ議決ス

九月十八日

文部省総務局長ヨリノ諮問ニ依リ在英留学生理学士田中館愛橘ノ
「ローヤルンサイチー」入会願ヲ議シ許可セサルヲ可トスル旨回答
スルコトニ決シ独逸人フローレンツニ文科大学独逸語講師ヲ嘱託ス
ルノ件ヲ議シ其報酬金ハ兼テ文部省ヨリ支出セラサル独逸語教員雇
入給料ノ他ニ尚不足ノ分増額支出ヲ請求スルコトニ決ス又医科大学
薬学科生榎田亀一郎ノ医学科へ転学願ヲ可決シ工科理科大学生ノ貸
費願ヲ議シ工科ハ十九名ヲ理科ハ六名ヲ許可シ而シテ其内理科ノ一
名ハ経費ノ都合ニヨリ其金員ヲ得タル上貸費スルコトニ決シ法文科
大学生ハ未タ願出サルニ依リ次会ニ於テ議スルコトトス

〔九月〕二十四日

法文科大学生貸費願ノコトヲ議シ十六名ヲ許可スルコトニ決シ又函
書館規則及寄宿舎規則修正ノコトヲ議シ之ヲ可決ス

十月八日

農商務省ノ照会ニヨリ工科大学採鉱冶金学科中ニ鉱山法律ヲ置クコ
トヲ議シ之ヲ可決ス又工学士の場合中法学士戸水寛人ヲ同時ニ留学生

トシテ派遣スルコトヲ議シ之ヲ可決ス

〔十月〕二十一日

法科大学生司法省貸費願ヲ議シ五名ヲ許可スルコトニ決ス又学士会
員法学士岸清一ヨリ法律書庫ニ入り図書ヲ搜索スルコトヲ出願セシ
件ヲ議シ法学士ニシテ学士会員タルモノニ限り法科大学生同様入書
庫ヲ許スコトニ第一高等中学校ヨリ其教諭並外国教師ヲシテ本学図
書館ニ就キ図書ヲ閲覧セシメラレンコトヲ照会アリシ件ヲ議シ特別
ノ人物ニ限り詮議スルコトニ工科大学生真水英夫ノ貸費願ヲ議古川
奨学ヲ貸付スルコトニ法科大学生田中祐吉ノ貸費願ヲ議シ聴許スル
コトニ決ス

〔十月〕二十九日

法律学科第一部一年生織田力司法省貸費志願書却下願ヲ議シ許可ス
ルコトニ富山県ヨリノ照会ニ依リ法律学科第二部一年生藤村覚太郎
司法省貸費差止めノコトヲ議シ差止ルコトニ決ス藤村ハ同県貸費生
ナリシカ故ナリ又去十四年医学部卒業試験ノ際半途ニテ停止セシ轟
利器ヨリ入学願出ノ件ヲ議シ試験ノ上相当ノ級ニ入ルルコトニ法科
大学学生常松英吉ノ授業料減額願ヲ議シ事実取調ノ上許可スルコト
ニ工科大学土木工学科一年生小城斎奨学金貸付願ノ件ヲ議シ許可セ
サルコトニ決ス又貸費金額ノ一部ヲ貸与スルコトヲ議シ之ヲ可決シ
授業時間ヲ改正スルコトヲ議シ授業時間ハ各分科大学ニ於テ每学期
ノ初メ其学科課程ニ依リ之ヲ定ムルコトニ決ス高等中学校入学試験
ニ独逸語ヲ用イルノ可否及今日制定ノ如ク入学試験ハ英語ノミヲ以
テスルノ利害ヲ議セシニ議決ニ至ラスト雖モ多数ハ現制ヲ可トスル

コトトセリ

十一月十二日

法科大学法律学科第二部学生授業料猶予願ハ文部省へ稟議スヘキヤ
否ヤヲ議シ稟議スヘキコトニ決シ物品会計取扱ノコトニ関シ嘗テ各
分科大学へノ訓令取消ノコトヲ議シ之ヲ可決ス又本年四月願濟ノ上
欧米巡回中ノ工科大学教師ミルンヨリ二ヶ月間帰朝延期出願ノ件ヲ
議シ許可スルコトニ法科大学法律学科第二部第一年生藤村覚太郎ノ
司法省貸費取消願ヲ議シ許可スルコトニ同政治学科第一年生級選科生
足立五郎作ノ全科修業ヲ議シ学期ノ中途ナルヲ以テ各学科教員ノ承
諾ヲ得ルニ於テハ許可スヘキコトニ文科大学国文学科第一年生芳賀
矢一ノ貸費願及特約生米山長太郎ノ手当金給与願ヲ議シ共ニ許可ス
ルコトニ決ス

〔十一月〕二十日

理科大学書記玉垣讓二郎判任官七等へ陞叙ノ件ヲ議シ十二月末ニ陞
叙スルコトニ決シ文科大学講師仏国人ムガブールニ報酬金一ヶ月百
円ヲ給与スルコトヲ議シ之ヲ可決ス又米国ペンシルバニア大学於テ
植物園及博物館創設ニ付本邦植物動物標品交換ノ委嘱ヲ同校ヨ
リ受ケタル旨ニテ在ワラデルフィヤ府白耳義国領事ドクトル、イ、
サジュス氏ヨリ申請セシヲ以テ本学ニ於テ来意ニ応シ然ルベキ旨文
部省総務局長ヨリ照会アルヲ以テ之ヲ議シ該大学ヨリ直接ニ本学へ
照会セシムルコトニ文科大学教師ヂクソンヨリ病氣ニ付代人ヲ出シ
一年間養生ノタメ帰国センコトヲ出願セシ件ヲ議シ許可スルコトニ
司法省貸費生推挙ノコトヲ議シ法律学科第二部第一年生岡野辰蔵若

林栄次郎二名ノ願ヲ聴許スルコトニ工科大学造家学科第一年生真水
英夫ノ古河市兵衛奨學貸費願ヲ議シ許可スルコトニ決シ医科大学ニ
国家医学講習科ヲ設置スルコトヲ議シ之ヲ可決ス

十二月十日

司法省貸費生願ヲ議シ法律学科第一部第三年生田中錦吉同第二年生
志水吉之助同第一年生水野鍊太郎同徳田擁次郎ノ四名ニ貸費スルコ
トニ職員及小使恵与金ノ件ヲ議シ給与スルコトニ医科大学無給助手
三名採用願ヲ議シ許可スルコトニ決ス

〔十二月〕二十四日

電気工学科第一年生梶浦重蔵ノ奨學貸費願ヲ議シ広島奨学金貸付ノ
コトニ医科大学卒業生鈴木為吉坪井速水ノ無給助手採用願及同九茂
文良ノ大学院入学願ヲ議シ皆許可スルコトニ決ス又給水用ドンキー
ポンプ及電燈用発電機等管理ノ件ヲ議シ本部ヨリ工科大学へ引継ク
コトニ決ス

〔『帝国大学第四年報』四〇〜五五頁、『史料叢書東京大学史 東京
大学年報』第三卷、一六四〜一六七頁〕

〔明治十九年〕学生給費貸費及奨学金

〔第一移文・第二移文は略〕

尋テ給費ヲ改メ貸費ト為スノ必要ヲ認メ分科大学学生貸費規程ヲ定
メ之ヲ配賦セリ是ニ於テ文部省ヨリハ分科大学卒業ノ後師範学校若
クハ中学校ノ教員トナスヘキ為メ三十人以内ノ貸費生ヲ養成スルコ
トヲ達セラレ司法省ヨリハ卒業ノ後其職務ニ従事セシムル為メ本年

ヨリ年々分科大学学生三十人宛ニ内閣鉄道局ヨリ八年々土木工学科生七人機械工学科生三人ニ内務省土木局ヨリ本年以降毎年十名ツツ卒業ノ見込ヲ以テ其卒業ノ末五十名ニ達スルマテ工科大学土木工学科第三年第二及第一年級ノ末ヨリ各十名ニ横須賀海軍造船所ヨリハ工科大学土木工学科生一名造家学科生一名ニ農商務省ヨリハ同学機械工学科生二名応用化学科生二名ニ貸費センコトヲ委嘱セラレ三菱社長岩崎弥之助ヨリハ奨学ノ為メ学科ノ何タルヲ問ハス十人分ノ貸費金ヲ出シ卒業ノ後従事ノ職業等別ニ制限セス其貸与セシ学資ハ直チニ帝国大学ニ返納セシメ更ニ他学生ニ貸与センコトヲ開陳シ法科大学教師米国人チャールズ、ビゲロー、ストールスヨリハ本学年中法律学科生一名ノ授業料トシテ二十五弗ヲ寄付セリ又東京府平民古河市兵衛ヨリハ採鉱冶金学科生六人ニ藤田組頭取藤田伝三郎ヨリハ採鉱冶金学科生二人土木工学科生一人造家学科生一人応用化学生一人合テ五人ニ大倉組頭取大倉喜八郎ヨリハ工科大学土木工学科生一人及造家学科生一人ニ大阪紡績会社頭取代理渋沢栄一ヨリハ大学院機械工学科学生一人ニ東京電気燈会社社長矢島作郎ヨリハ工科大学電気工学科学生一人ニ貸費シ卒業ノ後其事業ニ従事セシメンコトヲ開陳セリ即チ其委託ノ学生総員八百三十一人ニシテ其本学年ノ始メヨリ十二月ニ至ル四ヶ月間ニ漸次貸費ヲ許可シタル者六十四人ニシテ内三人ハ学資支弁ノ途ヲ得タル旨ニテ貸費取消ヲ出願セルヲ以テ之ヲ聽許シタリ依テ十二月末ノ現員ハ六十一人ナリ

十二月二十四日

陸軍省ヨリ法科大学学生ノ内七名ヲ選ミ学資ヲ給シ卒業ノ上理事官

ニ任用センカ為メ該学生養成ノ事ヲ囑サレタリ依テ該生徒ニ関スル件ニ涉リ同省ト締約書ヲ交換シタリ

四月十七日

故東京開成学校長畠山義成ノ紀念トシテ其旧知タル有志者ヨリ醸集スル所ノ金五百五十円ヲ帝国大学ニ寄贈シ該金額ノ利子ヲ以テ法学、化学、工学科学生ノ優等ナル者ヲ褒賞シ同人ノ余患遺業ヲ不朽ニ伝フルノ一助ニ供セラレンコトヲ冀望スル旨総代西郷従道等ヨリ願出タルヲ以テ之ヲ聽許シ其旨趣ヲ貫徹セシムヘキ旨ヲ達シタリ

六月五日

東京府平民古河市兵衛ヨリ採鉱冶金学科学生ノ褒賞金トシテ千円ヲ寄贈セリ

〔『帝国大学第一年報』一二五〜一三七頁、『史料叢書東京大学史』東京大学年報』第三卷、三四〜三七頁〕

〔明治二十年〕学生給費貸費及寄附金
一月十二日

大阪府平民住友吉左衛門ヨリ奨学ノ為メ工科大学学生三名分ノ貸費金ヲ出シ卒業ノ後従事ノ職業等別ニ制限セス其貸与セシ学資ハ直チニ帝国大学ニ返納セシメ更ニ他学生ニ貸与センコトヲ開陳セリ

二月二日

三井物産会社社長益田孝ヨリ工科大学応用化学科学生一名ニ学資ヲ貸与シ卒業ノ後其事業ニ従事セシメンコトヲ開陳セリ

是月

海軍省ノ委託ニ応シ海軍技術士官養成ノ為メ工科大学ニ海軍技術学生ヲ置ク其人員ハ造船学科学生六名（内二名造船機学）造兵学科学生二名火薬学科学生一名ニシテ卒業後終身海軍ニ従事スベキ誓約ヲ以テ学資及被服料ヲ給シ之ヲ養成スルモノナリ

五月十六日

古河市兵衛ヨリ曾テ工科大学学生ヘ貸費シ卒業ノ後其事業ニ従事セシメンコトヲ開陳アリシカ右ハ自今奨学貸費ニ改メ卒業ノ後従事ノ職業等別ニ制限セス其貸与セシ学資ハ直チニ帝国大学ニ返納セシメ更ニ他学生ニ貸与シ学生ヲ増加セラレンコトヲ開陳セリ

六月三日

東京府士族原亮三郎ヨリ文科理科ニ大学学生奨学貸費金トシテ毎年金千円ヲ帝国大学ニ出シ卒業ノ後従事ノ職業等別ニ制限セス其貸与セシ学資ハ直チニ帝国大学ニ返納セシメ更ニ他学生ニ貸与シ学生ヲ増加セラレンコトヲ開陳セリ

九月二十七日

陸軍省ヨリ卒業ノ後陸軍技術官ニ任用センカ為メ工科大学ニ於テ造家学科学生十四名ヲ養成スルコトヲ囑託サレタリ

十月十二日

阪堺鉄道会社社長松本重太郎ヨリ工科大学機械工学科学生一名ニ貸費シ卒業ノ後其事業ニ従事セシメンコトヲ開陳セリ

十二月

藤田組及大倉組ヨリ貸費ノ工科大学学生ヲ日本土木会社ヘ引継タルヲ以テ同社ニ於テ右貸費ヲ継続スベキ旨藤田大倉ノ二組及日本土木

会社ヨリ開陳セリ

七月四日

故東京大学教授市川盛三郎紀念ノ為メ其旧知タル有志者ヨリ醸集スル所ノ金七百二十円ヲ發起総代杉浦重剛外九名ヨリ物理学奨学義金トシテ帝国大学ニ寄贈セリ

十月二十日

東京府平民医学士竹中成憲ヨリ医科大学第一医院維持費ノ内へ金十円ヲ寄贈セリ

『帝国大学第二年報』一五七〜一五九頁、『史料叢書東京大学史 東京大学年報』第三卷、九四〜九五頁

〔明治二十一年〕学生貸費及寄附金

一月

製薬士十八名ノ総代トシテ製薬士丹波藤吉郎ヨリ奨学ノ為メ医科大学薬学生一名分ノ貸費金ヲ出シ卒業ノ後従事ノ職業等別ニ制限セス其貸与セシ学資ハ直チニ帝国大学ニ返納セシメ更ニ他学生ニ貸与セシコトヲ開陳セリ

八月

神奈川県平民医士近藤良薫ヨリ医科大学学生一名及第二年生一名分ノ貸費金ヲ出シ卒業ノ後自己ノ医務助手ニ従事セシメンコトヲ開陳シ尋テ尚一名ヲ増シ且ツ曩ニ二年生ト定メ開陳セシカ其年級ハ取消シ度旨開陳セリ

六月

独逸語講談会ヨリ貧困学生ノ補助ニ充ル為メ金三十円ヲ寄附セリ依テ貧困ニシテ且ツ疾病ニ罹リ第一医院ニ入り療養ヲ請フモノニ補助スルコトニ定ム

十月

東京府平民安田善次郎ヨリ奨学ノ為メ工科大学学生二名分ノ学資トシテ年々金百七十円ツツ三ヶ年間差出サンコトヲ開陳セリ

十二月

故東京開成学校長島山義成紀念ノ為メ其旧知タル有志者ヨリ醸集スル所ノ金百五十二円五十錢ヲ法学科及化学科学生ノ褒賞金トシテ發起人総代永井久一郎ヨリ寄附セリ

〔『帝国大学第三年報』一二〇〜一二二頁、『史料叢書東京大学史』東京大学年報』第三卷、一三七頁〕

〔明治二十二年〕学生貸費及寄附金

一月

和歌山県平民栖原角兵衛ヨリ工科大学探鉱冶金学科学学生一名分ノ貸費金ヲ出シ卒業ノ後自己ノ事業ニ従事セシメンコトヲ博文館主大橋佐平ヨリ奨学ノ為メ法科大学政治学科学学生一名分ノ貸費金ヲ出シ卒業ノ後従事ノ職業等別ニ制限セス其貸与セシ学資ハ直チニ帝国〔大学〕ニ返納セシメ更ニ他学生ニ貸与シ学生増加セシメラレンコトヲ開陳セシヲ以テ之ヲ聴許シタリ

六月

鹿島岩蔵ヨリ奨学ノ為メ工科大学学生二名分ノ貸費金ヲ出シ卒業ノ

後従事ノ職業等別ニ制限セス貸費学資ハ直チニ帝国大学へ返納セシメ更ニ他学生ニ貸与シ学生増加セシメラレンコトヲ開陳セシヲ以テ之ヲ聴許シタリ

九月

医科大学学生故早川庄次郎紀念ノ為メ有志者ヨリ醸集セシ金二百円ヲ本学へ寄贈シ医科大学第一医院使用ノ為メ現今独逸国ニ於テ新製ノ消毒竈ヲ購求シ永ク同人ノ紀念ニ留メラレンコトヲ有志者総代医学士鈴木文太郎理学士北条時敬工学士富山久米吉ヨリ願出テタルヲ以テ聴許シタリ

十月

曩ニ古河市兵衛ヨリ工科大学探鉱冶金学科学学生養成ノ為メ差出シタル奨学金ハ貸費ヲ請フモノ少ナキヲ以テ貸費者ノ承諾ヲ得テ以後工科大学学生一般ニ貸与スルコトトセリ

此月

和歌山県下和歌山市平民山県有恒ヨリ医科大学学生一名分ノ貸費金ヲ出シ卒業後自己ノ事業ニ従事セシメンコトヲ開陳セシヲ以テ之ヲ聴許シタリ

十一月

医科大学教授下山順一郎同丹波敬三医科大学助教授丹羽藤吉ヨリ奨学ノ為メ医科大学薬学生相川銀次郎授業料トシテ本月ヨリ二十三年七月迄ノ分金二十二円五十錢ヲ寄附セリ

〔『帝国大学第四年報』八六〜八九頁、『史料叢書東京大学史』東京大学年報』第三卷、一七五〜一七六頁〕

〔明治十九年〕留学生派遣

三月十一日

文部省命シテ工学士真野文ニヲ機械工水工科修業トシテ英国ニ文
学士金井延ヲ理財学修業トシテ独逸国及英国ニ理学士横山又次郎ヲ
地質科古生物学修業トシテ独逸国ニ派遣ス其留学期限ハ各滿三ヶ年
ナリ

〔『帝国大学第一年報』一四九頁、『史料叢書東京大学史 東京大学
年報』第三卷、四〇頁〕

〔明治二十年〕留学生派遣

五月三十一日

文部省工科大学助教授理学士中島銳治ニ工学修業トシテ米国及英国
留学ヲ〔命ス〕

六月二十四日

法科大学助教授法学士土方寧ニ英吉利法律修業トシテ英国留学ヲ文
学士坪井九馬三ニ史学修業トシテ独逸国留学ヲ命ス其期限ハ各三ヶ
年ナリ

〔『帝国大学第二年報』一六九頁、『史料叢書東京大学史 東京大学
年報』第三卷、九七頁〕

〔明治二十一年〕留学生派遣

一月七日

理学士田中館愛橘電気及磁気学修業トシテ滿三ヶ年英国留学ヲ命セ

ラル

七月三日

医学士田村謙太郎皮膚病学徽毒病学修業トシテ独逸国及奥地利国へ
工学士中野初子電気工学修業トシテ米国へ文学士日高真実教育学修
業トシテ独逸国へ留学ヲ命セラル其期限ハ各滿三ヶ年ナリ

〔『帝国大学第三年報』一三〇頁、『史料叢書東京大学史 東京大学
年報』第三卷、一四〇頁〕

〔明治二十二年〕留学生派遣

五月二十九日

大学院学生理学士坪井正五郎人類学修業ノ為メ滿三ヶ年英国留学ヲ
命セラル

十一月十三日

工学士の場中採鋳冶金学修業トシテ滿三ヶ年独逸国留学ヲ法学士戸
水寛人法律学修業トシテ滿三ヶ年英国留学ヲ命セラル

〔『帝国大学第四年報』一〇二―一〇三頁、『史料叢書東京大学史
東京大学年報』第三卷、一八〇頁〕

〔明治二十二年〕諸取調囑託

三月二十六日

海軍省派遣仏国留学生石藤豊太ニ留学中工科大学火薬上取調ヲ
囑託ス

九月三十日

医科大学教授宇野朗二願濟欧州出張ノ序ヲ以テ医院管理法取調ヲ囑託ス

〔『帝国大学第四年報』八九頁、『史料叢書東京大学史 東京大学年報』第三卷、一七六頁〕

〔明治十九年〕雜件

一月十三日

構内適宜ノ地六ヶ所ニ書状函ヲ設ケ毎日九時半ヨリ午後三時半ニ至ルノ間一時半毎ニ集配スルコトトス蓋シ本学ノ地タル其面積十万余坪ナルヲ以テ各教場事務室等ノ距離甚タ懸隔シ各所ノ往復文書類繁ナルトキハ前使未タ還ラサルニ又後使ヲ発スルアリ故ニ校僕ノ如キモ勢ヒ其數ヲ増ササルヲ得サルカ為メニ之ヲ設置シ不急ノ文書ハ皆函中ニ投セシムルコトトセルナリ

三月十日

器品課管掌ノ諸器械中学用品ニ屬スルモノハ医科理科ノ二大学各教場ニ分置スルコトニ定ム

同〔三月〕十八日

文部省ヨリ帝国大学印章一顆總長ノ印章及分科大学長ノ印章各一顆ヲ四月十九日各分科大学ノ印章五顆ヲ交付セラレ

同〔三月十八〕日

自今毎五週一回教授助教及関係ヲ有スル他ノ大学教授助教ヲ集會シ教授ノ課程及其方法ヲ協議スルコトニ定ム

同〔三月〕二十五日

自今本学会計及管繕ノ事務ハ文部省会計局ヨリ吏員ヲ出張セシメ処理スルコトトナレリ

同〔三月〕三十一日

分科大学学生療養ノ為メ芝区桜田町ニ設置シタル病院ヲ廃止ス

四月十二日

武辺坂上正門内家屋ヲ帝国大学及医科理科ニ大学ノ事務所トス

同〔四月十二〕日

各分科大学ニ於テ所用ノ書籍ヲ買入レ又ハ製本シタルトキハ三日以内ニ図書館ニ回付シ捺印及登簿ヲ乞フヘク図書館ニ於テハ二日以内ニ必ス捺印登簿シテ更ニ交付スルコトニ定ム

五月十三日

職員ノ數ハ三月及十二月末ニ学生生徒ハ六月及十二月末ニ調査シ翌月八日限り開申スヘキ旨各分科大学及東京職工学校ヘ達ス是レ該月末ノ現員ヲ文部省ヘ開申セシカ為メニ要スルヲ以テナリ

同〔五月〕二十一日

自今奏任官及雇外国人ヲ學術研究ノ為メ各地ニ派遣シ且ツ雇外国人内地旅行モ亦本学於テ直ニ許可スルコトトナレリ是ヨリ先キ奏任官ハ文部省ヨリ命セラレ外国人ハ経伺ノ上本学於テ許可セシカ今其繁文ヲ省キ簡易ニ就クノ旨趣ニ基キシナリ

同〔五月〕二十四日

雇外国人旅行免狀ハ自今總長ヨリ直ニ外務大臣ヘ請求スヘキ旨達セラルル是ヨリ先キ文部省ヲ經由受領セシヲ以テナリ

同〔五月〕二十五日

学生生徒徴兵適齡ノ者ヘ附典スヘキ学科証明書ハ自今各主管大学長
学校管理ノ名ヲ以テスヘキ旨分科大学及東京職工学校ヘ達ス

五月〔ママ〕

文部省ト帝国大ノ間ニ電話機ヲ架設ス

七月一日

東京職工学校職制権限ヲ定ム

同〔七月〕十二日

分科大学長ニ於テ學術研究ノ為メ教官ヲ旅行セシメント欲スルトキ
ハ其研究ノ事項巡回ノ地方順路及ヒ日数等ヲ詳記シ総長ニ申請スヘ
ク又教官ニ於テ自ラ學術研究ノ為メ旅行セント欲スルトキハ右ニ準
シ分科大学長ニ具申シ学長ヨリ総長ヘ申請スヘキ旨各分科大学ヘ達
ス

九月一日

悪疫流行ニ依リ次学年ノ始業ヲ本月二十一日マテ延期ス

十月二十一日

医科大学第一第二医院事務主任職制ヲ定ム

十一月三十日

各教授教師助教授助手等學術研究ノ為メ旅行ヲ命セラレ又ハ許可ヲ
得テ旅行シ又ハ平常ト雖モ學術上ノ試験ヲ為サシムルモノハ其都度
成績ヲ総長ヘ申報セシムヘキ旨分科大学ヘ達ス
十二月一日
学校其他公私ノ囑託ヲ受ケ執務セント欲スルモノハ報酬ノ有無ニ拘
ラス特ニ総長ヘ伺出許可ヲ受クヘキ旨大学一般ヘ達ス

〔『帝国大学第一年報』八八〜九三頁、『史料叢書東京大学史 東京
大学年報』第三卷、二四〜二五頁〕

〔明治二十年 雜件〕

〔ナシ〕

〔『帝国大学第二年報』ナシ、『史料叢書東京大学史 東京大学年報』

第三卷、ナシ〕

〔明治二十一年〕雜件

二月二十五日

本学会計事務員ハ二十一年度以降本省會計局ヨリ主任者一名ヲ派遣
シ其他ハ本学吏員ヲ以テ之ニ充ツヘキコトナレリ

三月十四日

従来備外国人ニ解備ノ際等ニ於テ金員物品等ヲ贈与セシコトアリシ
カ自今廃止スヘキ旨文部省ヨリ訓令セラレタリ

同〔三月〕二十一日

本学会計事務員ハ従来文部省會計出張員ト称セシカ自今帝国大学会
計掛ト称スコトナレリ

四月二十一日

文部省ヨリ派遣ノ本学会計主任ノ他所出張及除服出仕暇願許可等ハ
自今便宜ノ為メ本学判任職員ノ例ニ準シ総長於テ取計フコトナレ
リ
五月八日

大学院学生ニシテ分科大学研究生タル者研究科設置ノ前ニ於テ大学院へ入学シタル者ハ其入学ノ当日ヨリ起算シテ研究期限ニ計入スルモノトス又右期限満レハ其満期ノ旨ヲ主管分科大学ヨリ本人へ通知シ之ト同時ニ本学へ届出ルモノトスル旨ヲ達ス

十月三日

学生図書館内ノ書庫ニ入ルトキハ外套ヲ着用シ又ハ包物ヲ携帯スルヲ禁ス同日選科生本学内ニ出入スルトキハ必ス洋服ヲ着用スヘキ旨ヲ達ス

十一月一日

第一通用門ヲ廢シ森川通仮正門ヲ開ク

十二月二十四日

本学奏任教官ノ春冬二期休業中學術研究及健康保養ノ為メ旅行願ハ自今本学ニ於テ聽許スルコトノ允許ヲ得タリ
是月本学ヨリ麻布飯倉町天文台へ電話機ヲ架設ス

〔『帝国大学第三年報』一二二〜一二四頁、『史料叢書東京大学史 東京大学年報』第三卷、一三八頁〕

〔明治二十二年〕 雜件

一月十四日

文部省ヨリ左ノ如ク命セラル 中学校等ノ教員ヲ補充セシメンカ為ニ当分本学ニ特約生ヲ置キ文科大学ニ於テ特ニ教育学科ヲ講習セシムヘシ其規程要項別紙ノ通之ヲ定ム（別紙略ス）但本特約生ニ給与スル手当金額ハ当省ヨリ支弁ス

〔一月〕 十六日

本学構内各所ニ設置アル書状投入函ヲ廢止ス電話機ヲ架設セシニ依リ該函ヲ要セザルヲ以テナリ

三月十九日

金錢収支ノ事務ハ来二十二年以降其学ニ於テ取扱フベキ旨文部省ヨリ命セラル従前該事務ハ文部省ヨリ吏員ヲ派出シ処理セシヲ以テナリ

四月一日

帝国大学総長官房其他各所ニ物品監守及取扱主任ヲ置ク

五月二日

明治十三年六月九日及明治十九年三月二日ノ文部省達ニ由リ毎三年一回差出スヘキ所藏ノ図書器械模型標品等分類目錄ハ自今差出スニ及ハサル旨命セラレタリ

〔五月〕 八日

構内給水工事落成ス客年八月一日起工セシ所ニシテ工科大学理科大
学及図書館寄宿舎等へ千川上水ヲ引用セシナリ尚漸ヲ以テ医科大学
ニモ引用スヘキモノトス

〔『帝国大学第四年報』九〇〜九一頁、『史料叢書東京大学史 東京
大学年報』第三卷、一七六頁〕

（たにもと むねお 大東文化歴史資料館）